

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

公表日

令和7年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課決定を行う事務 対象:軽自動車税(種別割)申告書にて、軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車)の定置場を伊奈町に有すると申告した所有者等 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用</p> <ul style="list-style-type: none">①課税対象者情報の準備②非課税対象車両を課税対象から除外③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領⑤課税に要する調査の実施⑥減免申請の受理、審査、決定
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税課税情報ファイル 軽自動車税物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊奈町役場 税務課 電話番号 048-721-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の登録や出力を行う際は、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を保有するシステムにおいては、情報照会を行うことができる端末、職員、照会範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2019/6/26	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条	①別表第2における情報照会の根拠番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条②別表第2における情報提供の根拠なし	事後	
2019/6/26	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 齋藤仲司	税務課長	事後	様式改正に伴う修正
2019/6/26	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
2019/6/26	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
2019/6/26	IVリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う修正
2020/11/21	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①軽自動車税課税情報の照会②納税通知書の出力③課税データ、物件情報等の入力④賦課資料に基づく各種証明書等の発行	地方税法第443条の規定に則り、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①軽自動車税課税情報の照会②納税通知書の出力③課税データ、物件情報等の入力④賦課資料に基づく各種証明書等の発行	事後	法改正に伴う修正
2020/11/21	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 362-8517埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地伊奈町役場 総務課電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地伊奈町役場 総務課電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
2020/11/21	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
2020/11/21	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年10月30日 時点	事後	時点修正
2020/11/21	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
2021/9/1	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2021/9/1	Ⅱしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
2021/9/1	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正
2025/8/13	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法第443条の規定に則り、車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会②納税通知書の出力③課税データ、物件情報等の入力④賦課資料に基づく各種証明書等の発行	・地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課決定を行う事務 対象:軽自動車税(種別割)申告書にて、軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車)の定置場を伊奈町に有すると申告した所有者等 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用 ①課税対象者情報の準備 ②非課税対象車両を課税対象から除外 ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付 ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領 ⑤課税に要する調査の実施 ⑥減免申請の受理、審査、決定	事後	時点修正
2025/8/13	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム統合宛名システム中間サーバー・ソフトウェア	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民基本台帳ネットワークシステム	事後	時点修正
2025/8/13	I 関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025/8/13	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号放題19条第8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 2別表第2における情報提供の根拠なし	【情報照会の根拠】 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項) 【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない)	事後	時点修正
2025/8/13	II しきい値判断項目1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	時点修正
2025/8/13	II しきい値判断項目2.取扱者	令和3年4月1日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	時点修正
2025/8/13	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である	事後	様式改正による変更
2025/8/13	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規)	特定個人情報の登録や出力を行う際は、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による変更
2025/8/13	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による変更
2025/8/13	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	(新規)	十分である	事後	様式改正による変更
2025/8/13	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規)	特定個人情報を保有するシステムにおいては、情報照会を行うことができる端末、職員、照会範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による変更